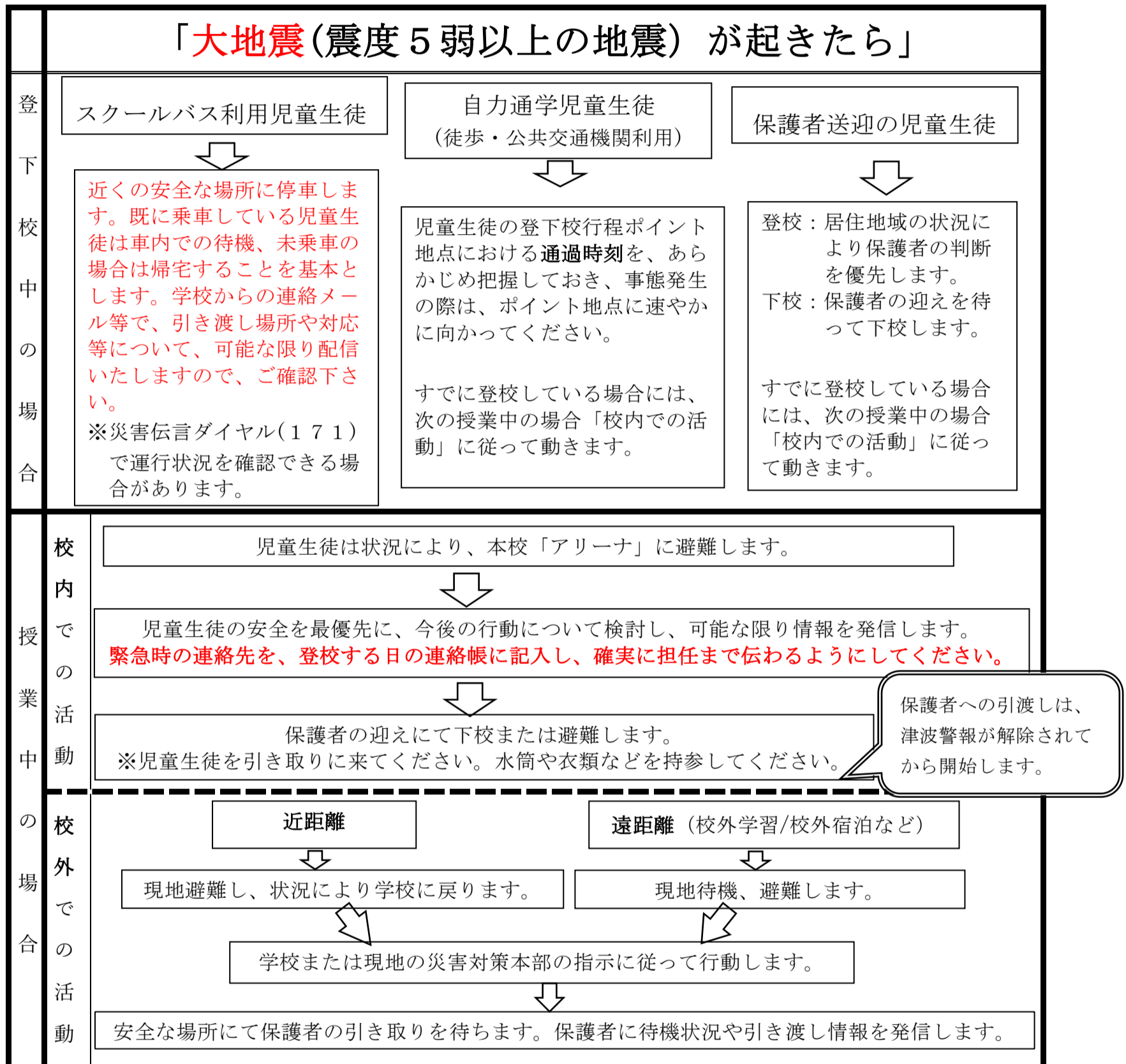


☆藤沢市に震度5弱以上の大地震が発生した場合の学校の行動表です。

- ① 下記の表に従って、保護者の方も対応して下さいますよう、よろしくお願いいたします。
- ② 事態発生時は、児童生徒の安全を最優先に、保護者とも可能な限り連絡を取り合うように対応します。
- ③ 事態発生時の通信の状況により、電話だけでなく、**連絡メールや学校HP**、災害伝言ダイヤル（171）により、児童生徒の待機状況や引き渡しについて発信するように努めます。
- ④ 居住地域の「避難施設」や「福祉避難所」を確認しておいてください。
（「福祉避難所」は地域の市民センターや公民館になります。）



☆地震に伴い「津波警報」または「大津波警報」が発令された場合

（☆大地震に関する情報が入った場合）

- ・地震に伴い津波予報区「相模湾・三浦半島」に津波警報、大津波警報が発令された場合は、上記と同様の対応を取ります。保護者への引き渡しは、原則として警報が解除されてから開始します。
- ・校内で学校防災対策本部を設置し、テレビやラジオ、インターネット等で情報収集を行います。
- ・原則として授業は継続しますが、情報内容によっては上記の対応をとります。
- ・緊急性を要する情報が入った場合は教職員に周知するとともに、必要に応じて放送等を活用し、児童生徒へ伝えます。